

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和元年9月20日（諮問第95号）

答申日：令和2年1月10日（答申第76号）

事件名：狭間児童広場及びまちなか広場に関する不動産鑑定評価書等の一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

狭間児童広場及びまちなか広場（仮称）に関する株式会社愛知県不動産鑑定センターの不動産鑑定評価書（従前）（以下「対象文書①」という。）、株式会社愛知県不動産鑑定センターの不動産鑑定評価書（従後）（以下「対象文書②」という。）及び一般財団法人日本不動産研究所の調査報告書（以下「対象文書③」という。）（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を非公開とした決定については、別紙2に掲げる部分を公開すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公開請求に対し、平成31年4月25日付け31豊まち第22号により豊橋市長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。なお、非公開部分のうち、印影及び署名については、不服はない。

2 審査請求の理由

- (1) 処分庁が非公開理由として掲げた理由は、次のとおり、条例第6条第1項第1号及び第2号の非公開理由に該当しない。条例の目的は、「市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」とあり、個人のプラ

イバシーが守られるよう最大限に配慮されるとともに、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめるべきであるとする目的に違反している。

ア 本件対象文書は、駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業における、狭間児童広場用地からまちなか広場（仮称）計画用地への用地交換に関する文書である。

イ 本件対象文書の非公開事項は、審査請求人が平成30年1月30日に公文書公開請求を行い、平成30年2月14日に公文書一部非公開決定がされるものの、平成30年4月9日に審査請求を行い、豊橋市情報公開・個人情報保護審査会が処分庁の判断を不当とし、公開すべきと決定した文書「駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業における、狭間児童広場用地からまちなか広場（仮称）計画用地への用地交換について」の1頁目及び2頁目にある不動産鑑定評価額の積算根拠等の内容を裏付けるものである。市民への説明責任を果たすためには公開すべき文書である。

ウ 駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業における権利変換は完了している。また、再開発組合員等には公開されている内容である。豊橋市が所有する土地であるということは、すなわち市民の財産である。市民に公開するのは当然であり、本件処分は公平ではない。差別的処分である。

(2) 原処分は、横浜地方裁判所平成11年（行ウ）第4号事件及び東京高等裁判所平成11年（行コ）第51号事件の各裁判例からすると、違法である。

(3) 豊橋市が一部公開した愛知県不動産鑑定センターの狭間児童広場従前3,390㎡、従後2,200.11㎡の「不動産鑑定評価書」から従前の「最有効使用の判定」は中高層の店舗・事務所兼共同住宅等の複合施設敷地としての利用を最有効使用と判定している、高層マンション商業等の複合施設である。その整形地がなぜ公示価格の290,000円/㎡の半値145,000円/㎡に評価されたのか。

そして、従後2,200.11㎡不整形地（旗竿地）は再開発された複合施設（東

棟マンション・西棟マンション)の敷地の一部(両高層マンションの中庭)としての利用を最有効使用と判定されている。その不整形狭あい地が従前整形地より約60%も高額に鑑定評価されているのはなぜか。多くの住民の疑問である。

狭間児童広場の従前従後の黒塗りページは、その評価額とする査定根拠である。

豊橋市は条例第1条を鑑みて豊橋市民に対して説明責任を果たすべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 審査請求人は、平成31年3月11日付け(同日受付)で処分庁に対し、条例第5条の規定に基づき、本件対象文書に係る公開請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が平成31年4月25日付け一部公開の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年5月14日付け(同日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において一部公開とした本件対象文書である。

3 非公開とした部分について

本件対象文書のうち、非公開とされた情報及び非公開とした理由は、別紙1のとおりである。

対象文書①及び対象文書②のうち、不動産鑑定業者の代表取締役の印影並びに不動産鑑定士の氏名(自署)及び印影は、偽造され悪用されるおそれがあり、当該業者等の正当な利益を害するおそれがあると認められる(条例第6条第1項第2号)。また、その余の非公開情報は、個人に関する情報や法人等に関する

る情報でありこれを公開すると当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる（条例第6条第1項第1号又は第2号）。

対象文書③のうち、組合の理事長の印影、株式会社支社長の印影及び不動産鑑定業者の印影並びに不動産鑑定士の氏名（自署）及び印影は、偽造され悪用されるおそれがあり、当該業者等の正当な利益を害するおそれがあると認められる（条例第6条第1項第2号）。また、調査報告書15頁（資料）の出典は、不動産鑑定業者の取引先に関する情報であって、これが公開されると当該鑑定業者の競争上の地位を阻害するおそれがあると認められる（条例第6条第1項第2号）。そして、その余の非公開情報は、個人に関する情報や法人等に関する情報でありこれを公開すると当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる（条例第6条第1項第1号又は第2号）。

以上の理由により、本件対象文書の非公開部分は、条例第6条第1項第1号又は第2号の非公開情報に該当し、一部非公開とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象文書の非公開部分（印影及び氏名の自署部分を除く。）は、条例に規定する非公開情報に該当しない旨主張し、一部に対する公開決定の取消しを求めている。

しかしながら、処分庁は上記3のとおり、本件対象文書の非公開事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年 9月20日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和元年 10月17日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 令和元年 10月31日 口頭意見陳述の実施
- ⑤ 同日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、狭間児童広場及びまちなか広場（仮称）に関する株式会社愛知県不動産鑑定センターの不動産鑑定評価書（従前）、株式会社愛知県不動産鑑定センターの不動産鑑定評価書（従後）及び一般財団法人日本不動産研究所の調査報告書である。

審査請求人は、原処分を取消しを求めており、処分庁は本件対象文書の一部が条例第6条第1項第1号及び第2号に該当するとして非公開とした原処分を妥当としていることから、本件対象文書の見分結果に基づき、非公開情報該当性について検討する。

なお、当審査会が審査請求人に確認したところ、本件対象文書の非公開情報のうち、印影及び不動産鑑定士の氏名の自署部分については、非公開について不服はないとのことである。したがって、当該部分については、当審査会の審査の対象外とする。

2 非公開情報該当性について

(1) 本件対象文書について

対象文書①及び対象文書②は、それぞれ、駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業における現況の「狭間児童広場」から整備後の「まちなか広場（仮称）計画用地」への交換に関する従前及び従後の不動産の価格を鑑定した不動産鑑定評価書である。

対象文書③は、駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業における従後の不動産の価格等を調査した調査報告書である。

(2) 対象文書①について

ア 対象文書①の18頁及び19頁の非公開部分について

当該情報は、駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業の施行区域内の対象不動産である狭間児童広場を除く市以外の個人又は法人所有の各画地の不動産の価格に関する情報である。

当該情報は、その画地の所有者が個人である場合には、当該個人が所有する財産の価格に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。また、その画地の所有者が法人である場合には、当該法人が所有する財産の価格に関する情報であって、公にされていない情報である。これが公開されると、法人の内部情報である財産の状況がうかがい知られることとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するものと認められる。

イ 対象文書①の（別紙1）比準価格等試算表、（別紙2）要因格差内訳表、（別紙3）取引事例一覧表、（別紙4）時点修正率計算表及び附属資料の対象不動産等の案内図について

当該情報は、対象不動産である狭間児童広場の試算価格を査定するに際し用いられた同一需給圏内の類似地域において現実に成立した個人又は法人所有の不動産に関する取引事例に関する情報である。

当該情報は、前述した(2)アと同様の理由により、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するものと認められる。

ウ 対象文書①の附属資料の官民境界用地平面図（広場）について

当該情報につき、処分庁は、個人に関する情報又は法人等に関する情報で

あり、これを公開すると当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報であると非公開の理由を説明するが、当該情報そのものが個人に関する情報又は法人等に関する情報に該当するものとは認め難く、また、これを公開することにより、当該個人又は法人等の正当な利益を害する具体的なおそれがあるとも認め難い。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当しないものと認められる。

(3) 対象文書②について

ア 対象文書②の17頁の非公開部分について

当該情報は、駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業の施行区域内の対象不動産である従後のまちなか広場（仮称）を除く、建築物敷地である新東敷地及び新西敷地の不動産の価格に関する情報であって、市以外の個人又は法人所有の財産の価格に関する情報である。

当該情報は、前述した(2)アと同様の理由により、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するものと認められる。

イ 対象文書②の（別紙1）比準価格等試算表、（別紙2）要因格差内訳表、（別紙3）取引事例一覧表、（別紙4）時点修正率計算表及び附属資料の対象不動産等の案内図について

当該情報は、対象不動産であるまちなか広場（仮称）の試算価格を査定するに際し用いられた同一需給圏内の類似地域において現実に成立した個人又は法人所有の不動産に関する取引事例に関する情報である。

当該情報は、前述した(2)アと同様の理由により、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するものと認められる。

ウ 対象文書②の附属資料の確定図について

当該情報につき、処分庁は、個人に関する情報又は法人等に関する情報であり、これを公開すると当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報

であると非公開の理由を説明するが、前述した(2)ウと同様、当該情報そのものが個人に関する情報又は法人等に関する情報に該当するものとは認め難く、また、これを公開することにより、当該個人又は法人等の正当な利益を害する具体的なおそれがあるとも認め難い。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当しないものと認められる。

(4) 対象文書③について

ア 対象文書③の5頁の非公開部分について

当該情報は、駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業の施行区域内の対象不動産である従後のまちなか広場（仮称）を除く、建築物敷地である新東敷地及び新西敷地の不動産の価格に関する情報であって、市以外の個人又は法人所有の財産の価格に関する情報である。

当該情報は、前述した(2)アと同様の理由により、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するものと認められる。

イ 対象文書③の15頁の非公開部分について

当該情報につき、処分庁は、不動産鑑定業者の取引先に関する情報であり、これを公開すると当該不動産鑑定業者の競争上の地位を害するおそれがある情報であると非公開の理由を説明するが、物件情報は広く一般的に公表されている情報であることに鑑みると、本件においては、資料の出典元を公開したとしても、不動産鑑定業者又は出典元の事業活動における権利、競争上の地位その他正当な利益を害する具体的なおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第2号に該当しないものと認められる。

ウ 対象文書③の23頁の非公開部分について

当該情報は、駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業の施行区域内の対象不動産である従後のまちなか広場（仮称）を除く、建築物敷地である新

東敷地及び新西敷地の不動産の価格に関する情報であって、市以外の個人又は法人所有の財産の価格に関する情報である。

当該情報は、前述した(2)アと同様の理由により、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するものと認められる。

エ 対象文書③の別表②取引事例比較法を適用して求めた価格について

当該情報は、対象不動産であるまちなか広場（仮称）の試算価格を査定するに際し用いられた同一需給圏内の類似地域において現実に成立した個人又は法人所有の不動産の取引事例に関する情報である。

当該情報は、前述した(2)アと同様の理由により、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するものと認められる。

オ 対象文書③の別表⑤取引事例比較法を適用して求めた価格（従前の「狭間児童公園」部分）について

当該情報は、対象不動産である狭間児童公園の試算価格を査定するに際し用いられた同一需給圏内の類似地域において現実に成立した個人又は法人所有の不動産の取引事例に関する情報である。

当該情報は、前述した(2)アと同様の理由により、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するものと認められる。

(5) 以上より、別紙2に掲げるとおり、対象文書①の附属資料の官民境界用地平面図（広場）、対象文書②の附属資料の確定図、及び対象文書③の15頁の非公開部分については、公開すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部公開決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するとして非公開とした決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同項第1号又は第2号に該当すると認められるので、非公開

としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同項第1号又は第2号に該当せず、公開すべきであると判断した。

(全体会)

委員 河邊伸泰、委員 見目喜重、委員 松村享

別紙 1

	非公開とした部分	非公開とした理由
1	対象文書①の鑑文のうち、不動産鑑定業者代表取締役の印影、並びに不動産鑑定士の氏名（自署）及び印影	<ul style="list-style-type: none"> ・当該部分は、偽造され悪用されるなど、事業を営む不動産鑑定会社及び不動産鑑定士の正当な利益を害するおそれがある。 ・不動産鑑定士の氏名は、不動産鑑定会社の従業員に関する情報であり、個人情報に該当する。
2	対象文書①の 18 頁・19 頁の標準価格、個別的要因格差率及び試算価格	<ul style="list-style-type: none"> ・画地の所有者が個人である場合には、当該個人が有する財産の価格に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。 ・画地の所有者が法人等である場合には、当該法人等有する財産の価格に関する情報であって、通常、法人等にとっては個別の土地取引の状況は企業経営上の方針又は戦略に関する情報として秘匿しているものであり、これを公開すると、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報である。 ・各不動産鑑定士のノウハウであって、これを公開すると、不動産鑑定士の正当な利益を害するおそれがある情報である。
3	対象文書①の（別紙 1）比準価格等試算表、（別紙 2）要因格差内訳表、（別紙 3）取引事例一覧表、及び（別紙 4）時点修正率計算表	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報と登記記録や住宅地図等を照合すれば、当該取引事例地の所有者等を特定することができるものである。 ・当該取引事例地の所有者が個人である場合には、当該情報により特定の個人を識別することができる情報である。仮に、特定の個人を識別する

		<p>ことができない情報であっても、個人の権利利益が害されるおそれのある情報である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該取引事例地の所有者が法人等である場合には、法人等の有する土地取引に関する情報であって、通常、法人等にとっては個別の土地取引の状況は企業経営上の方針又は戦略に関する情報として秘匿しているものであり、これを公開すると、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報である。 ・各不動産鑑定士のノウハウであって、これを公開すると、不動産鑑定士の正当な利益を害するおそれがある情報である。
4	対象文書①の附属資料のうち、対象不動産等の案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報と登記記録や住宅地図等を照合すれば、当該取引事例地の所有者等を特定することができるものである。 ・当該取引事例地の所有者が個人である場合には、当該情報により特定の個人を識別することができる情報である。 ・当該取引事例地の所有者が法人等である場合には、法人等の有する土地の保有に関する情報であって、通常、法人等にとっては個別の土地の保有状況は企業経営上の方針又は戦略に関する情報として秘匿しているものであり、これを公開すると、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報である。
5	対象文書①の附属資料の	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に係るものについては、個人の財産に関す

	うち、官民境界用地平面図（広場）	<p>る情報である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等に係るものについては、法人等の財産管理情報に該当し、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
6	対象文書②の鑑文のうち、不動産鑑定業者代表取締役の印影、並びに不動産鑑定士の氏名（自署）及び印影	<ul style="list-style-type: none"> ・当該部分は、偽造され悪用されるなど、事業を営む不動産鑑定会社及び不動産鑑定士の正当な利益を害するおそれがある。 ・不動産鑑定士の氏名は、不動産鑑定会社の従業員に関する情報であり、個人情報に該当する。
7	対象文書②の17頁の標準価格、個別的要因格差率及び試算価格	<ul style="list-style-type: none"> ・従後の土地の試算価格であり、権利変換の対象となる従前の所有者の財産に関する情報である。 ・画地の所有者が個人である場合には、当該個人が有する財産の価格に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。 ・画地の所有者が法人等である場合には、当該法人等有する財産の価格に関する情報であって、通常、法人等にとっては個別の土地取引の状況は企業経営上の方針又は戦略に関する情報として秘匿しているものであり、これを公開すると、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報である。 ・各不動産鑑定士のノウハウであって、これを公開すると、不動産鑑定士の正当な利益を害するおそれがある情報である。
8	対象文書②の（別紙1）標準価格等試算表、（別紙	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報と登記記録や住宅地図等を照合すれば、当該取引事例地の所有者等を特定すること

	<p>2) 要因格差内訳表、(別紙3) 取引事例一覧表、及び(別紙4) 時点修正率計算表</p>	<p>ができるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該取引事例地の所有者が個人である場合には、当該情報により特定の個人を識別することができる情報である。仮に、特定の個人を識別することができない情報であっても、個人の権利利益が害されるおそれのある情報である。 ・当該取引事例地の所有者が法人等である場合には、法人等の有する土地取引に関する情報であって、通常、法人等にとっては個別の土地取引の状況は企業経営上の方針又は戦略に関する情報として秘匿しているものであり、これを公開すると、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報である。 ・各不動産鑑定士のノウハウであって、これを公開すると、不動産鑑定士の正当な利益を害するおそれがある情報である。
<p>9</p>	<p>対象文書②の附属資料のうち、対象不動産等の案内図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報と登記記録や住宅地図等を照合すれば、当該取引事例地の所有者等を特定することができるものである。 ・当該取引事例地の所有者が個人である場合には、当該情報により特定の個人を識別することができる情報である。 ・当該取引事例地の所有者が法人等である場合には、法人等の有する土地の保有に関する情報であって、通常、法人等にとっては個別の土地の保有状況は企業経営上の方針又は戦略に関する情

		報として秘匿しているものであり、これを公開すると、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報である。
10	対象文書②の附属資料のうち、確定図	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に係るものについては、個人の財産に関する情報である。 ・法人等に係るものについては、法人等の財産管理情報に該当し、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
11	対象文書③の鑑文のうち、再開発組合の理事長の印影、及び株式会社の支社長の印影	<ul style="list-style-type: none"> ・当該部分は、偽造され悪用されるなど、事業を営む法人等の正当な利益を害するおそれがある。
12	対象文書③の5頁の西街区及び東街区の調査価格	<ul style="list-style-type: none"> ・画地の所有者が個人である場合には、当該個人が有する財産の価格であって特定の個人を識別することができる情報である。 ・画地の所有者が法人等である場合には、当該法人等有する財産の価格に関する情報であって、通常、法人等にとっては個別の土地取引の状況は企業経営上の方針又は戦略に関する情報として秘匿しているものであり、これを公開すると、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報である。 ・各不動産鑑定士のノウハウであって、これを公開すると、不動産鑑定士の正当な利益を害するおそれがある情報である。
13	対象文書③の15頁の(資	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が取引している法人等であって、これを

	料) の出典根拠	公開すると、同業他社に取引先が知れることとなり、事業者の競争上の地位を害するおそれがある情報である。
14	対象文書③の23頁の(2)の②個別格差要因及び修正率、単価、及び更地価格	<ul style="list-style-type: none"> ・画地の所有者が個人である場合には、当該個人が有する財産の価格であって特定の個人を識別することができる情報である。 ・画地の所有者が法人等である場合には、当該法人等有する財産の価格に関する情報であって、通常、法人等にとっては個別の土地取引の状況は企業経営上の方針又は戦略に関する情報として秘匿しているものであり、これを公開すると、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報である。 ・各不動産鑑定士のノウハウであって、これを公開すると、不動産鑑定士の正当な利益を害するおそれがある情報である。
15	対象文書③の別表②-(1)の取引事例比較法を適用して求めた価格、及び別表②-(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報と登記記録や住宅地図等を照合すれば、当該取引事例地の所有者等を特定することができるものである。 ・当該取引事例地の所有者が個人である場合には、当該情報により特定の個人を識別することができる情報である。仮に、特定の個人を識別することができない情報であっても、個人の権利利益が害されるおそれのある情報である。 ・当該取引事例地の所有者が法人等である場合には、法人等有する土地取引に関する情報であ

		<p>って、通常、法人等にとっては個別の土地取引の状況は企業経営上の方針又は戦略に関する情報として秘匿しているものであり、これを公開すると、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各不動産鑑定士のノウハウであって、これを公開すると、不動産鑑定士の正当な利益を害するおそれがある情報である。
16	<p>対象文書③の別表⑤-(1)の取引事例比較法を適用して求めた価格（従前の「狭間児童公園」部分）、及び別表⑤-(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報と登記記録や住宅地図等を照合すれば、当該取引事例地の所有者等を特定することができるものである。 ・当該取引事例地の所有者が個人である場合には、当該情報により特定の個人を識別することができる情報である。仮に、特定の個人を識別することができない情報であっても、個人の権利利益が害されるおそれのある情報である。 ・当該取引事例地の所有者が法人等である場合には、法人等の有する土地取引に関する情報であって、通常、法人等にとっては個別の土地取引の状況は企業経営上の方針又は戦略に関する情報として秘匿しているものであり、これを公開すると、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報である。 ・各不動産鑑定士のノウハウであって、これを公開すると、不動産鑑定士の正当な利益を害するおそれがある情報である。

17	<p>対象文書③の時点修正率 意見書の鑑文のうち、不 動産鑑定業者東海支社長 の印影、並びに不動産鑑 定士の氏名（自署）及び印 影</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該部分は、偽造され悪用されるなど、事業を営む不動産鑑定会社及び不動産鑑定士の正当な利益を害するおそれがある。 ・不動産鑑定士の氏名は、不動産鑑定会社の従業員に関する情報であり、個人情報に該当する。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別紙 2

	文書	公開すべき部分
1	対象文書①の附属資料のうち、官民境界用地平面図（広場）	非公開とした部分
2	対象文書②の附属資料のうち、確定図	非公開とした部分
3	対象文書③の15頁の（資料）の出典根拠	非公開とした部分